平成２６年（フ）第４６６号
京都市中京区西ノ京平町121―４、住民票上の住所京都市西京区松尾木ノ曽町57番地　ハイカムール上桂Ａ棟101号
債務者　松岡　俊秀
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４８３号
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内、前住所香川県木田郡三木町大字上高岡576番地３
債務者　細田　耕平
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４９１号
京都府八幡市男山香呂１番地―Ａ24―302
債務者　白江　拓也
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４９３号
京都市北区小山下総町46番地の13
債務者　西村　紀昭
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
京都市右京区西京極東衣手町61―２　豊田方、住民票上の住所大阪市生野区舎利寺２丁目１番17号　プレシャス桃谷東105
債務者　山田　鮎子（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０５号
京都市南区吉祥院蒔絵町16番地の１　塔南セントラルハイツ402号
債務者　小杉喜久子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１３号
京都市西京区松尾大利町71番地　ウエストコート大利303号
債務者　西村千榮子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２９号
京都市南区東九条宇賀辺町２番地１　ライオンズマンション京都河原町第３―304号室
債務者　東　　縁理（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３３号
京都市西京区松室荒堀町80番地
債務者　冨士　典子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３４号
京都市下京区堺町通松原下る鍛冶屋町242番地３　森本マンション401号
債務者　川上　　信
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３９号
京都市山科区西野様子見町１番地の２　山科団地３棟10階54号
債務者　辻田　　力
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５４４号
京都市南区吉祥院観音堂町38　サニーハイツ塔南501号、住民票上の住所千葉県船橋市高野台３丁目18番25号
債務者　榊　　康子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５４５号
京都市右京区嵯峨折戸町24番地30　シティハイムＧｏＲｏ106号、前住所京都府宇治市五ヶ庄平野８番地の１
債務者　お好み焼牧こと　牧　好一郎
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
堺市美原区南余部29番地３
債務者　赤井　紀子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
堺市東区北野田549番地９
債務者　榊原　俊一
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
大阪府高石市綾園６丁目21番43号
債務者　住吉　清美
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
堺市西区平岡町181番地10　津久野台マンション105号
債務者　角野　髙男
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係